

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例

四街道市介護保険条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「28,200円」を「30,030円」に改め、同項第2号中「42,300円」を「45,210円」に改め、同項第3号中「42,300円」を「45,540円」に改め、同項第4号中「50,760円」を「59,400円」に改め、同項第5号中「56,400円」を「66,000円」に改め、同項第6号中「67,680円」を「79,200円」に改め、同項第7号中「73,320円」を「85,800円」に改め、同項第8号中「84,600円」を「99,000円」に改め、同項第9号中「95,880円」を「112,200円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同項第10号中「101,520円」を「125,400円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上5,000,000円未満」を「4,200,000円以上5,200,000円未満」に改め、同項第11号中「107,160円」を「138,600円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上6,000,000円未満」を「5,200,000円以上6,200,000円未満」に改め、同項第12号中「112,800円」を「151,800円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上8,000,000円未満」を「6,200,000円以上7,200,000円未満」に改め、同項第13号中「118,440円」を「158,400円」に改め、同号ア中「8,000,000円以上10,000,000円未満」を「7,200,000円以上9,000,000円未満」に改め、同項第14号中「124,080円」を「165,000円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を「9,000,000円」に改め、同項第15号中「129,720円」を「171,600円」に改め、同項第16号中「135,360円」を「178,200円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,920円」を「18,810円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,920円」を「18,810円」に、「28,200円」を「32,010円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,920円」を「18,810円」に、「39,480円」を「45,210円」に改める。

第7条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「政令第39条第1項第1号から第9号まで」を「政令第39条第1項第1号から第13号まで」に改め、同条第4項中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四街道市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。